

議案第 20 号

川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する
条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 13 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正
する条例

川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年川崎
市条例第 76 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第 12
項各号列記以外の部分及び第 1 号から第 3 号までの規定中「栄養士」の次に「若
しくは管理栄養士」を加え、同項第 4 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」
を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、養護老人ホームの職員の配置の基準について規定の整備を行うため、この条例を制定するものである。